

消費者教育は生きる力 ～小・中学校での消費者教育を10年間続けて～

いわき市消費者教育コーディネーター（一般社団法人消費者力開発協会 理事・事務局長） 廣重美希

福島県いわき市では、第二次いわき市消費者教育推進計画に基づき、幼児期から高齢期までのライフステージに応じた消費者教育を継続的に推進しています。その中心となるのが、学校や地域、行政をつなぐ消費者教育コーディネーターの存在です。出前講座をはじめとした実践では、身近な生活を題材に「自分ごと」として学べる工夫が重ねられ、児童・生徒の理解を深めています。また、コロナ禍を契機に地域人材の育成にも取り組み、講師の裾野を広げながら地域内で持続的な体制づくりを進めてきました。さらに、世代に応じた学びの機会も充実しています。取組の背景にある考え方や工夫、そして今後の展望について、いわき市消費者教育コーディネーターの廣重美希氏にお話を伺いました。

第二次いわき市消費者教育推進計画に基づき広がる、いわき市の消費者教育

▶いわき市における消費者教育コーディネーター（以下コーディネーター）の位置づけについて教えてください。

福島県いわき市は、福島県の東南端、茨城県と境を接する、広大な面積を持つまちで、東は太平洋に面しているため、寒暖の差が比較的少なく、温暖な気候に恵まれた地域です。人口が30万人強の中核市ですが消費者教育を続けることができたのは、いわき市消費生活センター（以下「当センター」という）において消費者教育推進計画（以下「推進計画」という）が平成28（2016）年3月にできたためです。ちなみにいわき市は東日本大震災の被災地でもあり、被災から5年後のことでした。

推進計画の目的は、消費者が必要な知識及び判断力を修得し、自ら被害を未然防止できるための環境を整備することです。このために幼児期から高齢期までの各ライフステージの特性に応じ様々な場で、消費者教育を受ける機会を創出しています。具体的な施策としては、ア：消費者教育を実践、イ：消費者教育を担う人材の育成、ウ：消費者教育に関連した教材等の作成と活用、エ：関係機関等とのネットワークの構築、オ：他の消費生活に関連する教育との連携推進とされています。

第二次いわき市消費者教育推進計画(概要版)

(令和4年度～令和8年度)

1 計画の基本的な考え方

私たちは、生まれてから一生を終えるまで、誰もが消費者です。そして、消費者として物を購入したり、いろいろな契約をしたり、電気・水道などの資源を消費しながら生活をしています。そうした私たち消費者を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化社会が進行する中で、高度情報化社会の進展等に伴い急激に変化しており、地域や家族のつながりが希薄化している中、特に「若年層及び高齢者の消費者被害」、「インターネットや情報通信に関連するトラブル」等に関する相談が増加傾向にあるなど、ますます複雑化・深刻化しています。そのため、被害に遭わない消費者、合理的意思決定のできる消費者を育成し、さらには社会の一員としてより良い市場とより良い社会の発展のために、積極的に関与する消費者を育成していく必要があります。このことから、本市においては、消費者の自立支援として、年齢や性別、障がいの有無など、消費者の特性に配慮した切れ目のない学びの機会を創出するとともに、消費者自身が、個人ではなく、社会の一員として、消費者市民社会(※)の形成に参画することの重要性についての理解促進を図るため、平成28年3月に策定した「いわき市消費者教育推進計画」を改定することになりました。

※消費者市民社会

消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会のことで、一人一人の消費者が、自分だけではなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いをさせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味します。

いわき市消費生活センター

電話 0246(22)0999(相談専用)
0246(22)7021(事務専用)
住所 福島県いわき市平字一丁目1番地 ティーワンビル4階

PAGE 1

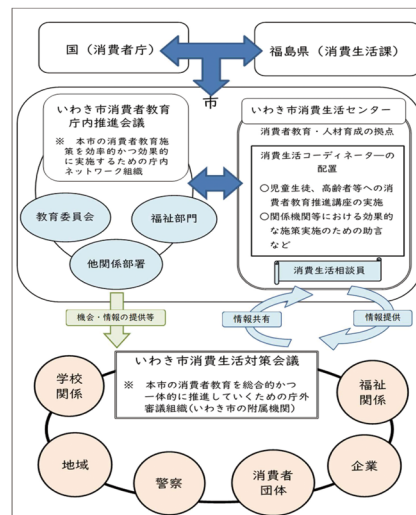
5 推進体制と進行管理

◎ 推進体制

庁内ネットワーク組織の「いわき市消費者教育庁内推進会議」及び庁外審議組織である「いわき市消費生活対策会議」と密接な連携を図りながら消費者教育を効率的・効果的に実施します。

◎ 進行管理

国・県の動向を注視しながら「いわき市消費者教育庁内推進会議」及び「いわき市消費生活対策会議」において消費者教育の推進に関する進捗状況等について調査・検討を行い、適切な進行管理に努めます。



PAGE 4

第二次いわき市消費者教育推進計画（令和4年度～令和8年度）から抜粋

制約を逆手に、消費者教育の地域人材を育てる仕組みを構築

▶コーディネーターの主な取組内容について教えてください。

当初は消費生活対策審議会のオブザーバー、小中学校や高校での授業、公民館での地域講座の講師、小中学校に配布するガイドブックや副読本作成へのアドバイス等を行ってきました。いわき市は私の出身地ですが、日頃は東京に在住しておりますので、その都度いわき市を訪問し、コーディネーターの役割を果たしてきました。ですが、一般社団法人として引き受けていますので、他の登録講師にも授業を担当してもらうケースもあるのが当協会でのコーディネーター業務の特徴です。

途中でコロナ禍になり、小・中学校から「東京からの外部講師に当校に入ってもらうのは困る」と言われた時期もあり、オンラインで授業をしたこともありましたが、これをきっかけにいわき市民をコーディネーターとして養成しようという事業が始まりました。合計年間12時間程度の講座受講者に、実際の授業に同行見学していただき少しずつ授業を分担していただき講師デビューをしていただきます。一昨年から、すでに養成講座を修了した方々に対するブラッシュアップ講座も行っています。令和7（2025）年度からは、4名のコーディネーターが授業や講座を担当しています。また、令和8（2026）年3月現在、コーディネーター養成講座を受講した19名とはLINEでつながり、継続的に情報共有や連絡を行っています。

▶取組内容の周知方法について教えてください。

この事業が始まった当初は学校での授業の機会を得られず、公民館での地域講座を担当することが多かったように思います。その理由は、ア：そもそも消費者教育がどういうものなのかという理解が得られていない、イ：学校行事は前年に予定が決まるので新たに入れていただく余地がない、ウ：学校では食育、環境教育、防災教育、防犯教育、地域教室や租税教室等求められることがあまりにも多いという事情がありました。

そこで当センターでは前年の1～2月を締め切りとして、市内にある150校弱の小中学校全校に調査をかけます。第1希望から第4希望までの日時と希望の内容を各校から出していただきます。それを受けたコーディネーターは、日程を決定し、当センターから学校へ連絡をします。新年度を迎えると担当の先生が変更になることもあるので、授業の前月に電話連絡し、再度打ち合わせをします。

当初は授業の回数が契約数に満たなかったため、地域講座等も担当してきました。ですが、最近では契約数を大幅に超え、年間40～60回の授業を申し込まれるようになってきました。この理由は消費者教育の重要性に関する理解が進んだことと思われます。

コーディネーターの中には、地域講座を担当したいという者もいます。こちらは当協会事業とは別に、いわき市消費生活センターの独自事業としていわき市から派遣しています。

	小学校		中学校		高 校		合計校数	合計人数
	実施校数	申込人数	実施校数	申込人数	実施校数	申込人数		
令和3年度	34	1,867	12	788	1	90	47	2,745
令和4年度	36	2,082	11	983	3	216	50	3,281
令和5年度	40	1,942	12	1,442	1	90	53	3,474
令和6年度	42	1,920	11	1,495	1	90	54	3,505
令和7年度	42	2,478	14	1,365	1	80	57	3,923
合 計							261	16,928

直近5年間（令和3年～7年）の小中高等学校における、いわき市消費者教育講座の受講者数の一覧。
年々その数は増加傾向にある

日常にある“消費”を学びに変える工夫 ほめて伸ばす、参加型の消費者教育

▶小中学生向け出前講座についてご教示ください。

推進計画の目的は、消費者が必要な知識及び判断力を修得し、自ら被害を未然防止できるための環境を整備することです。このために幼児期から高齢期までの各ライフステージの特性に応じ様々な場で、消費者教育を受ける機会を創出しています。なお、この計画を策定でき、小中学校と連携を深められたのは市教育委員会から消費生活センター長に就任された方の功績がありました。

【実施までの流れ】

前述のとおり、当センターでは前年の1～2月を締め切りとして、市内にある150校弱の小中学校全校に調査をかけます。第1希望から第4希望までの日時と希望の内容を出していただきます。それを受けたコーディネーターは、日程を決定し当センターから学校へ連絡をします。新年度を迎えると担当の先生が変更になることもあるので、授業の前月に電話連絡し、再度打ち合わせをします。

【授業実施にあたり意識していること】

ご希望に沿った内容の人数分の配布資料やパワーポイントのデータ、授業で使用するパソコン等を持参し学校へ伺います。この他にも授業内容により、JADMAマークのついているチラシ、カプセルトイのカプセル、携帯電話やクレジットカード等も使用します。エシカル消費についてご依頼の場合は、環境や途上国を配慮するマークのついた商品のパッケージを10セット程集めてあります。グループに分かれてそのマークを確認してもらったりします。消費者教育は日常生活に関する教育なので、日常生活の中でのツールを実際に見てもらうように心がけています。チョコレートやポテトチップスのパッケージについたマークを見て、小学生や中学生がおやつを購入する際に自分自身でもSDGsに協力できることを実感してもらいます。



小中学生向け出前講座の様子

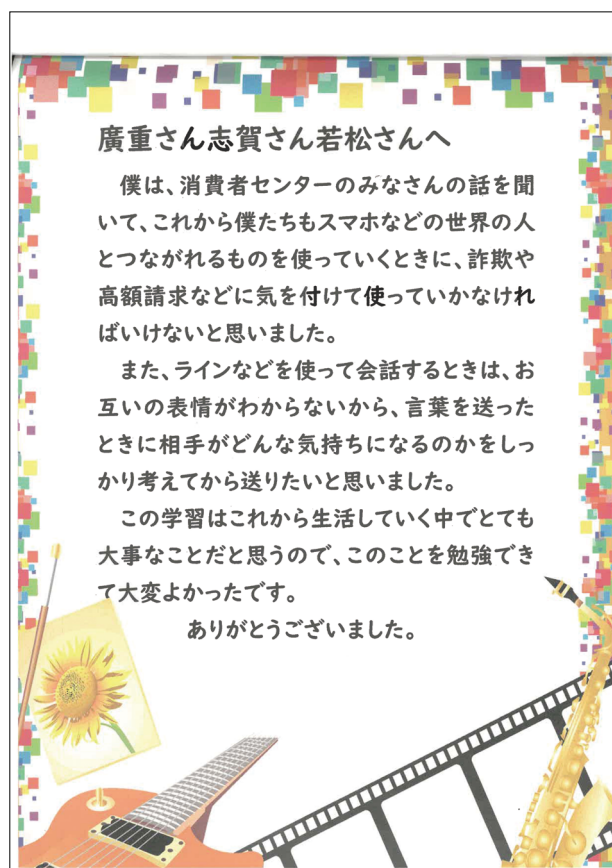
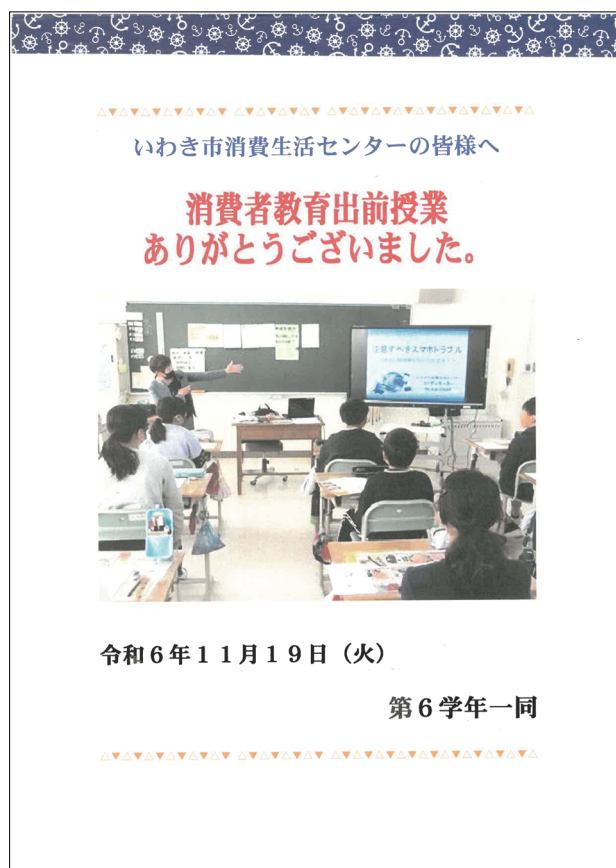


授業で使用するオリジナルの教材

消費生活の中で一番大切なこととして、契約について考えてもらいます。コンビニでおにぎりを買う契約・電話をかける時の契約・電車に乗るときの契約について、ランダムに指名して、それぞれの申し込みと承諾、権利と義務について答えてもらいます。このときに大切にしていることは、正解だった子どもたちを大いにほめることです。先生方の中には「きょうの授業は頭にすいすい入ってきた」とか翌年も伺ったときに「ほめることが教員にとっても参考になった」「いわき市消費生活センターでの消費者教育は、とてもいい内容なのでみんなに勧めている」などとおっしゃってくださる先生もいらっしゃいます。エシカル消費などの際には「学校の教員では絶対にできない授業」などというお声も耳にします。最近ではインターネットのトラブルのご依頼が最も多くなっ

ています。授業終了後には必ず「今日は貴重な機会をありがとうございました。来年も機会がありましたらよろしくお願いします」とご挨拶するようにしています。

消費者教育に限らず、講師の仕事は受講生へのおもてなしだと考えています。「上から目線で受講生へ教える」という立場ではなく、「人間は失敗を犯す動物、だからこそ失敗から学ぶことも多い。今日はみなさんと一緒に考えていきましょう」というスタンスで授業に臨むようにしています。



授業を受けた小学生からのお礼状（抜粋）。消費者トラブルを自分事化できたことや授業内容を家族にも共有・啓発できたことがつつられている（個人情報保護のため、画像は一部を編集しています）。

子どもから高齢者まで、体験と対話で広がる、ライフステージ別の消費者教育

▶夏休み中の講座について、教えてください。

夏休み中の消費者教育講座は、小学生とその保護者を対象に、消費生活について学ぶ機会を提供することで、消費生活への関心を高めるとともに、かしこい消費者としての意識を育むことを目的に実施しています。

令和7年度は、夏休み期間中に2つの講座を開催しました。8月1日（金）には「エシカル消費を学ぼう！和紙であかりづくり講座」を実施し、11組24名が参加しました。講師はキガミヤ（福島県、伝統的工芸品「遠野和紙」製作会社）が務め、ものづくりを通じて環境や社会に配慮した消費について学びました。

また、同年8月5日（火）には「おこづかいから学ぶお金の話」を開催し、13組28名が参加しました。講師はJ-FLEC（金融経済教育推進機構）が担当し、日常生活に身近なおこづかいを題材に、お金の使い方や考え方について理解を深めました。



講座「エシカル消費を学ぼう！和紙であかりづくり講座」の様子



講座「おこづかいから学ぶお金の話」の様子

【講座の実施にあたり意識していること】

簡単で楽しい内容で親子と一緒に参加できる体験型講座を企画するようにし、小学生でも分かりやすい言葉を用いて消費生活の基礎知識を学び、より多くの参加者を募るためにSNSや学校を通じて広報を行い、多くの親子に講座を周知しています。

また、夏休み中の開催のため、自由研究として活用できるような内容を考えるほか、プレゼントや特典も用意し、参加意欲につなげたいと思っています。

▶地域講座について、教えてください。

地域講座では、主に高齢者の集いや見守り活動を行う団体、公民館講座などに、センター職員や市から認定を受けた消費生活コーディネーターを派遣しています。講座では、高齢者の方々が消費者トラブルに遭わないよう、身近な事例をもとに各種啓発を行い、被害の未然防止につなげています。

【事業の流れ】

事業は、市職員または消費者教育コーディネーターが講師となり、「高齢者の消費者被害」をテーマに実施しています。講座では、パワーポイントを用いて悪質商法や詐欺の手口について分かりやすく説明した後、啓発DVDを上映します。その後、参加者からの質問に応じながら理解を深め、講座を終了します。

【講座の実施にあたり意識していること】

講義内容は簡潔かつ具体的で分かりやすくしています。話すスピードをゆっくりにし、確認を行

いながら進め、講師が一方向的に話す形式ではなく、参加者が質問をしやすい雰囲気を作り、双方向的な講座を目指しています。また、理解を深めるため、本市内であった詐欺の被害例を取り入れ、詐欺は身近なものであることを認識させることにより、意識の向上を目指しています。

より幅広い授業メニューに挑戦 生きる力として育てていく消費者教育

▶今後の展望を教えてください。

現在は小学校においてはお金の大切さ、エシカル消費、インターネットのトラブルを中心に授業をしています。中学校においてはクイズで学ぶ消費者トラブル（消費者庁消費者教育推進課作成の「社会への扉」を中学生版へアレンジしたもの）、ライフサイクルゲーム、インターネットのトラブルが多く各学校で受け入れられています。ですが、製品事故や食生活等の授業のメニューも増やしていきたいと考えています。

令和8年度は5名のコーディネーターが授業を担当する予定ですが、授業を担当していただけるコーディネーターをもっと増やしていきたいと考えています。

▶消費者教育を担う皆さんに向けてメッセージをお願いいたします。

当初は「当校の学区内にはスーパーもコンビニもない、そんなところで消費者教育が成り立つんですか？」とおっしゃった先生もいらっしゃいました。これは偏に消費者教育の具体性や重要性が認識されていないからです。ですが現在では、いわき市の先生方の中には「消費者教育では『偏差値が上がる』というわけではないけど、生きていくために大切なことということがよくわかった」と言ってくれる方々も出てくるようになりました。消費者教育を担うわたしたちが諦めずに信念を持ってやり続けることと思っています。

▶ありがとうございました。